

改葬手続きについて

台東区内の寺院・霊園等に埋葬している焼骨を改葬するときは、台東区役所に「改葬許可申請書」を提出し、「改葬許可証」の交付を受ける必要があります。
この「改葬許可証」は、改葬先の寺院・霊園等において必要となります。

(1) 来庁の際の持ち物

- 1、改葬許可申請書（必要事項を記入済のもの）
- 2、申請者の印（スタンプ印不可）

改葬先からの受入証明書が申請書と別紙になる場合は、下記(4)をご参照ください。

(2) 改葬許可申請書について

改葬許可申請書の記入方法については、別紙「解説」及び「記入例」を参照してください。

また、「申請書」・「解説」・「記入例」は、台東区役所公式ホームページからもダウンロードすることができます。

(3) 埋葬元の墓地管理者の収蔵証明について

現在、遺骨を埋葬している埋葬元のお寺や墓地管理者(都立霊園等)から、遺骨を収蔵している旨の証明が必要です。

申請書中の「埋葬元の墓地管理者」の証明欄に、日付・住所・名称(寺院名・霊園名)及び代表者氏名を記入の上、押印してもらってください。

(4) 改葬先の墓地管理者の受入証明について

改葬するにあたり、改葬先(新しいお墓)のお寺や墓地管理者(都立霊園等)が、遺骨の受入れを承諾している旨の証明が必要です。

申請書中の「改葬先の墓地管理者」の証明欄に、日付・住所・名称(寺院名・霊園名)及び代表者氏名を記入の上、押印してもらってください。

尚、申請書に証明がもらえない場合でも、以下の書類の提出があり、特に疑義がなければ受入証明に代わるものとして取り扱います。

受入証明に代わるもの

改葬先(新しいお墓)のお寺や墓地管理者(都立霊園等)が発行する証明で、
下記 ~ のいずれか1つを提出。

の場合は、原則「受入証明(原本)」をご提出いただきます。(、の場合は、コピー可)

受入証明書(受け入れる全ての遺骨の氏名が明記されていること)

墓地の使用許可証

墓地の権利証

(5) 墓地使用者以外の方が申請する場合

改葬許可の申請者が、現在遺骨を埋葬している埋葬元のお墓の「墓地使用者」(=お墓の使用権利を持っている方)でない場合は、「墓地使用者」が改葬を認める旨の同意が必要です。

申請書中の「墓地使用者の同意欄」に、「墓地使用者」の方の署名・押印をもらってください。

(6) 改葬申請を郵送で行う場合

以下のものを同封のうえ、下記の提出先まで郵送してください。

1、改葬許可申請書 (必要事項を記入済のもの)

2、返送用封筒 (返送先の住所・氏名を記入の上、切手を貼付したもの)

改葬先からの受入証明が申請書と別紙になる場合は、上記(4)をご参照ください。

【注意】 郵送で申請の場合、申請書の記入内容等に不備があった場合には、返送させていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。また、電話で内容を確認させていただく場合もありますので、昼間連絡のつく電話番号を必ずご記入ください。

《改葬申請書の提出先・問い合わせ先》

〒110 - 8615 東京都台東区東上野4 - 5 - 6

台東区役所 戸籍住民サービス課 届出担当

電話 03 - 5246 - 1162(直通)